

市川市子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について

■子ども・子育て支援法における位置づけ

第61条第3項 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

《各号省略》



努力義務ではあるが、記載することとする。

■国の基本指針で規定される記載内容

項目	記載内容
1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	・各市町村の実情に応じた施策
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 (1)児童虐待防止対策の充実 (2)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (3)障害児施策の充実等	・都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・各市町村の実情に応じた施策を記載する
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	・各市町村の実情に応じた施策

※全項目について、基本指針の内容を踏まえつつ、記載する。

■記載内容

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

市川市の就学前子どもの保護者の育児休業からの職場復帰については、現実の平均は子どもが1歳時点（※）であるのに対し、希望の平均は子どもが1歳4ヶ月時点（※）であり、希望よりも早く育児休業を切り上げている状況となっています。また、希望より早く育児休業を切り上げた保護者の中で、その理由として「希望する保育所に入るため」をあげた方が7割程度（※）となっています。こうした状況を受け、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用を確保するため、以下の3つの取組を進めていきます。

（※市川市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる市民ニーズ調査結果（平成25年度実施）より。

希望より早く育児休業を切り上げた理由については、複数回答。）

①子育てナビによる情報提供・相談支援の実施

市川市では現在、本八幡と行徳の2ヶ所で子育てナビを設置し、主に保護者の就学前の教育・保育ニーズに対応する情報提供・相談支援を実施しています。子ども・子育て支援新制度開始後は、多様な施設・事業から保護者が教育・保育施設等を選択することとなり、これまで以上に保護者に対する情報提供・相談支援の重要性が増します。産後休業・育児休業中の保護者も含めたより多くの保護者に利用していただくため、子育てナビに関する広報・周知を行っていくとともに、出張子育てナビも実施していきます。

《関連する進行管理事業・・・No.34 利用者支援事業》

②「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備

市川市では、下表のとおり、今後も保育需要が高まることが推計されています。保護者が保育事業を利用するために育児休業を希望より早く切り上げるような状況を生まないように、「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備を計画的に進めていきます。

《保育の必要な子どもの人数の現状と推計（＝量の見込み）》

	現状（※）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	524人	600人	676人	752人	828人	904人
1・2歳	2,583人	2,660人	2,738人	2,815人	2,893人	2,970人
3～5歳	3,845人	4,171人	4,204人	4,237人	4,269人	4,301人

※現状：平成26年4月1日時点の保育所入所申請者数

《関連する進行管理事業・・・No.6 特定教育・保育施設の整備

No.7 特定地域型保育事業の整備》

③利用調整による産後休業・育児休業からの復職に関する配慮

②に記載する整備が進むまでの当面の間についても、保育に関する利用調整において産後休業・育児休業からの復職について配慮することにより、産後休業・育児休業を取得することが不利に働かないようにします。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

市川市における児童虐待は、平成 20 年度の対応件数（※）が 212 件であったのに対し、平成 25 年度は 352 件となり、増加傾向にあります。こうした現状をふまえ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、「関係機関との連携の強化」、「虐待予防活動の強化」の 2 点を軸に取組を進めます。

（※対応件数：児童虐待（疑いも含む）として調査や指導を行ったケースの児童の実数）

① 関係機関との連携の強化

市川市では要保護児童対策地域協議会の「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、下表のとおり幅広い関係者の参加を得ています。今後も、当会議を通じて、各関係機関と情報を共有するとともに連携を強化していきます。

《市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議 関係機関》

○千葉地方法務局市川支局	○千葉県市川警察署
○千葉県行徳警察署	○市川児童相談所
○千葉県女性サポートセンター	○市川健康福祉センター
○中核地域生活支援センター がじゅまる	○市川市社会福祉協議会
○市川市自立支援協議会	○市川市医師会
○市川市歯科医師会	○市川市介護保険事業者連絡協議会
○市川人権擁護委員協議会	○市川市民生委員児童委員協議会
○市川市保健推進協議会	○市川市青少年相談員連絡協議会
○千葉県弁護士会京葉支部	○市川市・市川市教育委員会 関係各部

また、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」への参加に加え、下記のとおり各関係機関と連携をしていきます。

(ア) 保育所・幼稚園、学校、民生委員・児童委員、医療機関、市保健センター等との連携

保育や教育の現場、地域、病院、乳児家庭全戸訪問事業による訪問、などそれぞれの活動の場の中で、児童虐待の疑いがある子どもや養育支援を必要とする子どもなどを把握した場合には、市子育て支援課に通報するよう依頼し、早期発見・早期対応のための連携をしていきます。

また、こうした関係機関に対し、講演会・説明会の開催、虐待対策マニュアルの配布など、連携のために必要な周知活動も行います。

(イ) 千葉県（児童相談所）との連携

虐待通報を受けたケースについて、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、児童相談所に援助を要請します。

(ウ) 社会的養護施策との連携

虐待通報を受けた中で、市で当該家庭を支援するケースについては、市職員による定期的な訪問、学校・保育園等の関係機関による見守りなど、ケースに応じた支援を行います。その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましい場合には児童養護施設における子育て短

期支援事業の利用、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要な場合には母子生活支援施設への入所、など社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

《関連する進行管理事業・・・No.58 要保護児童対策地域協議会》

参考図

《児童虐待対応業務の流れ》

- 虐待通報の受付、虐待に関する相談対応
↓
- 市職員による児童の安全確認のための
家庭訪問・初期調査の実施
↓
- 児童の安全確保のため親子分離等が必要な
場合には、児童相談所に援助を要請
↓
- 市で当該家庭を支援するケースについては、
市担当部門によるケース検討会議により
支援方針・支援計画を定め、再発の防止や
養育環境の改善のための支援を実施
↓
- 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係
機関と情報を共有し、支援の実施状況の確認
と進行管理を実施

《関係機関との連携》

← 保育所・幼稚園、学校、民生委員・児童
委員、医療機関、市保健センター等から
の通報

→ 児童相談所の専門性・権限により
一時保護・施設入所等の対応を実施

→ 母子生活支援施設等の社会的養護施策
の活用

→ 保育所・学校等関係機関による見守り

→ 要保護児童対策地域協議会を通じた
関係機関との情報の共有・連携

②虐待予防活動の強化

市川市においては、コモンセンスペアレンティング（CSP）という怒鳴らないしつけの方法に関する講座を、平成24年度より市民向けに開催しています。

講座受講により親子関係が改善した例もあり、効果が期待されることから、CSP講座の拡大実施など、虐待予防活動を強化していきます。

《関連する進行管理事業・・・No.61 親カスキルアップ・CSP講座》

（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

市川市においては、就学前児童・小学生のいる世帯のうち、７％程度が母子家庭または父子家庭であると推計されます（※）。母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本指針、千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプランに沿い、母子家庭・父子家庭の保護者に対し下記の取組を行い、自立支援を推進します。

（※市川市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる市民ニーズ調査結果（平成 25 年度実施）より）

①子育て・生活支援策

必要に応じ、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業の利用を勧める、母子生活支援施設へ保護するなどの対応をとります。また、保育に関する利用調整においては、母子家庭・父子家庭の利用について配慮します。

《関連する進行管理事業・・・No.16 こどもショートステイ事業（子育て短期支援事業）

No.20 ファミリー・サポート・センター事業

②就業支援策

母子自立支援員が母子家庭・父子家庭の保護者の相談に応じ、相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成するほか、自主的に職業能力の開発を行う場合に給付金を支給します。

《関連する進行管理事業・・・No.68 ひとり親家庭自立支援事業》

③養育費の確保策

母子自立支援員が相談に応じるとともに、必要に応じ、弁護士や養育費相談支援センターへの紹介を行います。

④経済的支援策

児童扶養手当を支給するとともに、千葉県が実施する母子寡婦福祉資金貸付事業に関する初期相談・受付を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.62、63 児童扶養手当（母子家庭、父子家庭）》

（３）障害児施策の充実等

市川市では、発達に課題をもつ子ども・子育て家庭への支援として、就学前の子どもについてはこども発達センターが中心となり、小学生以上の子どもについては教育委員会が中心となり、各種施策を実施しています。今後も下記の取組により支援を充実させていきます。

①関係機関との連携

発達の課題をもつ子ども・子育て家庭への支援にあたっては、子ども・保健・福祉・教育等の各種施策の連携が必要です。市役所の関係部門が情報を共有し、意見交換をする会議を定期的に行うことなどにより、連携を図ります。また、こども発達センターにおける相談の中でも、就学相談については、特に教育委員会との緊密な連携を行うほか、就学後の子どもの相談については教育センターでの相談を中心としながら、必要に応じて千葉県発達障害者支援センターＣＡＳへの斡旋を行うなど、ライフステージに応じた切れ目ない支援に努めます。また、保護者の希望に応じ、個別の教育支援計画である「市川スマイルプラン」を作成し、関係者が必要な支援について共通理解のもと協力し、一貫した支援を行います。

②相談体制の充実

子どもの発達については、こども発達センター、教育センター、障害者支援課が中心となって相談・支援を行います。また、障害児通所支援を利用するすべての方を対象に、子ども・保護者の意向をふまえて障害児支援利用計画を作成します（障害児相談支援）。

《関連する進行管理事業・・・No.69 こども発達相談室事業》

③専門的な療育の提供

おひさまキッズにおいては運動発達に課題をもつ子どもについて、あおぞらキッズにおいては行動・情緒などに課題をもつ子どもについて、特性に合わせた遊び・生活面の保育指導や専門職員による個別指導により、機能訓練および生活支援を推進します。また、市内にある民間の児童発達支援、放課後等デイサービスを行っている各事業所と連携しながら、発達に課題のある子どもへの支援の質を向上していくように努めます。

④幼稚園・保育所等における発達に課題をもつ子どもの受入れ・支援

ひまわり学級が設置されている公立幼稚園において、必要な子どもに特別支援を提供していきます。地域への支援として、公立・私立幼稚園については、幼児教育相談員が、職員への指導・助言、保護者への相談対応を行います。保育園については、現行においても発達相談室の専門職員が巡回し、職員への指導・助言を行っていますが、新たな事業として、保護者からの依頼により、保育所等を訪問し、発達に課題をもつ子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。これらの取組により、子どもが身近な地域で安心して教育・保育を受けられるよう支援を充実させます。

《関連する進行管理事業・・・No.71 発達障害児保育（保育園）

No.72 幼児教育相談》

⑤幼稚園教諭・保育士等への支援

幼稚園・保育所等における発達に課題をもつ子どもの受入れを支援するため、幼稚園教諭・保育士・学校教諭等を対象として、『発達障害の理解と支援のための研修』を開催するとともに、おひさまキッズ・あおぞらキッズ公開療育を行い、実際の療育場面を見学する機会を作ります。

《関連する進行管理事業・・・No.70 教員・保育士等のための実技研修講座》

⑥シンポジウムの開催

発達障害児に関するシンポジウムを開催し、社会的な理解の促進と、関係者・保護者の支援を図ります。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と子育ての両立のため、保育・放課後健全育成事業について「量の見込み」に対応し、計画的に整備を進めていくほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため以下の2つの取組を進めていきます。

①市民や事業主に対する広報・啓発

市民や事業主を対象として、ワーク・ライフ・バランスの意義や実践方法、次世代育成支援対策推進法による義務付け・認定制度などについて、インターネット・紙媒体・イベントなど多様な手段で広報・啓発に取り組みます。

②「いちかわ子育て応援企業」認定制度の充実

市川市では平成22年度より、子どもや子育てにやさしい取組を進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定しています。認定企業数の増加を図り裾野を広げていくとともに、現在認定を受けている企業に対する取組充実のための支援や社会的評価の向上も図り、企業による子ども・子育て支援の取組の促進に取り組みます。

《関連する進行管理事業・・・No.74 いちかわ子育て応援企業認定事業》

《いちかわ子育て応援企業》

●認定対象

常時雇用する労働者を有して事業活動を行う、市内に事業所（本店・支店・営業所等）がある事業主

●認定基準等

認定を受けるためには、次の（１）と（２）を満たすことが必要

（１）一般事業主行動計画（※）を策定していること

※次世代育成支援対策推進法で従業員101人以上の企業に策定等が義務付けられている、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等について定める計画

（２）以下のいずれかの地域や従業員に向けた子育て支援を実施していること

ア 子どもの企業見学の受け入れ

イ 学校の職場体験への協力

ウ 市川市家族の週間への参加・協力

エ 子どもや子育て中の家族を対象としたイベント・講座の開催

オ 従業員による子どもに関するボランティア活動の奨励や支援

カ 託児室、授乳コーナー、ベビーキープの設置されたトイレ等を事業所内に設置

キ 子育てに関連する施設への寄付

ク その他、子育てに関する活動

●認定企業数 46社（平成26年10月1日時点）

●認定企業紹介ホームページ

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi01/1111000042.html>

